



中華人民共和国における良心の囚人からの臓器収奪を停止せよ



G7+7か国に提出するための請願書

カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国、EU
+アルゼンチン、オーストラリア、インド、イスラエル、メキシコ、韓国、台湾

臓器収奪とは、臓器を摘出して別の人に移植する目的で個人を殺害することを意味する。中華人民共和国（PRC）では、国家公認の行為であり、過去25年間で産業規模に達している。21世紀における最も甚だしくおぞましい「人道に対する犯罪」に挙げられる。

2019年、ジェフリー・ナイス卿が議長を務めた「中国（臓器収奪）法廷」では、臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模、行われてきており、今日も続けられており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源であると結論づけられた。

臓器収奪は、法輪功に対する緩慢で隠蔽された「冷たいジェノサイド」と描写されてきた。利益のために用いられ、法輪功のグループと「真・善・忍」の実践を根絶することを目的とする。国際社会が十分な措置を取らなかったために、このような犯罪が継続してきた。近年はウイグル人に対しても臓器収奪が行われている。

一国の非倫理的あるいは犯罪的な医療行為が、世界の医療の倫理基準を脅かしている。この野蛮な犯罪を阻止するために、直接的かつ断固とした国際社会の緊急対応が求められている。

そのため、私たちはG7+7諸国の政府首脳に対し、以下を要請する —

中華人民共和国による臓器収奪を非難する共同宣言を発表し、その即刻停止を求め、以下を含む政府間行動計画を実施する。

- 1) 中華人民共和国内で移植臓器を入手したり、医療行為・研究・研修を通じて臓器収奪を幫助することで臓器収奪に加担することがないように、市民に情報を提供し、市民を保護するための措置を取る。
- 2) 良心の囚人からの臓器収奪が停止されたことが証明されるまで、移植関連の医療行為・研究・研修における中国との交流を一切停止する。独立した抜き打ち検査によって証明されるものとする。
- 3) 中華人民共和国による臓器収奪に関する公聴会を毎年国会で開き、証人や専門家の証言を含む年次報告書を作成する。
- 4) 中華人民共和国内での法輪功学習者・ウイグル人・その他の人々に対する「ジェノサイド条約」の規定に反する行為について、説明責任を明らかにするための調査を開始する。